

令和7年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年5月13日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年5月13日(火) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前 9 時33分

閉会 午前 9 時57分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福島 富子	10番	瀬川 等
2番	佐々木 昇	11番	麻生 良子
3番	伊藤 秀郎	12番	杳澤 弥
4番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5番	水戸 義昭	14番	佐藤 栄子
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎(会長)
9番	由利 幸悦		

2) 欠席した委員

15番	高橋 郁夫	17番	宮原 正明
-----	-------	-----	-------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席

(午前9時33分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 農地法第4条第1項第8号の届出
- (4) 公共事業等に伴う一時転用の届出
- (5) 申請許可状況

3 議 案

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午前9時33分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、15番 高橋 郁夫 委員、17番 宮原 正明 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、11番 麻生 良子 委員、12番 沓澤 弥 委員 の両方を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案3件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 8 件で、面積は11,842.94㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定するため 1 件、貸人の都合によるものが 2 件、所有者の都合によるものが 4 件、第三者へ所有権移転するため 1 件であります。 次に、2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件で、面積は9,118㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定するため 1 件であります。 議案書 3 ページをご覧ください。3 農地法第 4 条第 1 項第 8 号届出は 1 件で、届出土地は、湯沢市■■■■■、地目は畑で、面積■■㎡の内 61.2㎡を農機置場及びビニールハウスへの出入口通路として整備するためとなっております。 次に、4 公共事業等に伴う一時転用の届出は 1 件で、届出土地は、湯沢市■■■■■外 3 筆、地目は畑、届出面積は11,042㎡の内 2,216.64㎡、届出の事由は、新たな送電線の建設工事を行うためのドラム場、運搬路等として使用するためとなっており、使用期間は、令和 7 年 6 月 2 日から令和 9 年 9 月 30 日までとなっております。 次に、5 申請許可状況であります。先月の転用案件は 1 件で、4 条申請番号 第 2 号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、4 月 25 日付けで許可しております。 報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 7 年 5 月 13 日提出。 議案書 5 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 2 件で、面積は10,637

	m²であります。申請事由は、申請番号第1号は経営縮小のため、第2号は経営移譲のためであります。 次に、議案書6ページをご覧ください。賃貸借権設定は3件で、面積は13,295m²であります。申請事由は、申請番号第1号から第3号まですべて経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書7ページから8ページをご覧ください。所有権移転は5件で、面積は13,414m²であります。申請事由は、申請番号第1号、第5号は相手方の要望のため、第2号、第3号、第4号は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第4号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第5号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年5月13日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書10ページから12ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号 及び 促進計画整理番号(転借人へ)第22号 は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件、議案書15ページの 農地中間管理事業(移転)、促進計画(移転)整理番号 第2号 は、3番 伊藤 秀郎 委員 及び 18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件 となっております。

	農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第10号 から 第17号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第22号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時43分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書10ページから12ページをご覧ください。促進計画整理番号（転貸人へ）第10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号 の促進計画案は、賃貸借権の新規設定が8件で、面積が48,621㎡、申請事由は、第13号が農業廃止のため、それ以外の7件はすべて経営縮小のためであります。 促進計画案（転借人へ）第22号 は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和7年6月27日となっております。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第10号 から 第17号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第22号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案書15ページの 農地中間管理事業（移転）、促進計画（移転）整理番号 第2号 を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員 の退席をお願いいたします。18番 高橋 敬悦 委員 には引き続き退席していただきます。

	(3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前9時45分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書15ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)、促進計画(移転) 整理番号 第2号の促進計画案は、賃貸借権の移転で、面積は2,880㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和7年6月27日となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案書15ページの促進計画(移転) 整理番号 第2号 について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前9時46分) (18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前9時46分)
議長	次に、議案第5号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書12ページから14ページをご覧ください。議事参与制限以外の農地中間管理事業の促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が9件で、面積は38,334㎡、新規の設定が9件であります。促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権

	の新規設定が4件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書15ページから16ページをご覧ください。議事参与制限以外の農地中間管理事業（移転）の促進計画案は、賃貸借権の移転が3件で、面積は12,986㎡であります。移転事由は、3件とも移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 続きまして、議案書17ページをご覧ください。農地売買等事業は1件で、面積は5,755㎡であります。申請事由は、整理番号第1号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和7年6月27日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	（4番 川崎 秀悦 委員、挙手） 4番 川崎委員。
4 番	議案書17ページの農地売買等事業 整理番号第1号について、県農業公社で買受後、これまで耕作を行っていた法人へ売渡しとなるのか。
議 長	（新山事務局長、挙手） 新山事務局長。
新山事務局長	川崎委員のおっしゃっているとおり、耕作を行っていた法人への売渡しの予定と聞いております。
議 長	（4番 川崎 秀悦 委員、挙手） 4番 川崎委員。
4 番	売買価格が低いようだが、耕作条件が良くない場所なのか。
議 長	暫時休憩します。（午前9時49分）
議 長	それでは、会議を再開します。（午前9時51分） ただいまの質問の回答については、それ相応の場所だということでご理解をお願いします。 他にご質問はありませんか。 （質問なしの声あり）

議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第5号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
高山班長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年5月13日提出。 5条 所有権移転 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書19ページ、議案付属資料11ページから18ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■㎡であります。 申請内容は、現在、世帯で複数台の車両を所有しているが、自宅敷地が手狭であるため自宅に隣接する申請地を取得し、自家用車3台用のカーポートを設置するための転用であります。 申請地は、湯沢南中学校から■■■■■km、湯沢駅から■■■■■kmに位置し、東側は道路、西側は水路、南・北側は宅地に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。 事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の造成工事を行い、自家用車3台用のカーポートの設置■■■㎡と、雪寄せ場等■■■㎡を整備するものです。 事業費は、用地取得費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、施設・建物建設経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。 被害防除計画は、西側に緩衝地を設けるとともに法面保護し、周辺に影響が無いよう配慮することであり、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。 許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。 なお、本5条転用案件については、転用に係る面積が30a 以下でありますので、議案書のとおり申請地を第3種農地と判断し許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長

		の決裁を経て許可書を交付することとなります。説明は以上です。
議 長		ここで、現地確認結果について、1 番 福島 富子 委員 から報告願います。
議 長		(1 番 福島 富子 委員、挙手)
1 番		1 番 福島 富子 委員。
		議案第 6 号の現地確認について報告いたします。 4 月 28 日、2 番 佐々木 昇 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議 長		説明及び報告が終わりました。議案第 6 号について質疑を行います。 何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長		質問なしの声がありますので、議案第 6 号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		全員挙手。異議ないものと認め、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することといたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。
議 長		これをもって、本日の議案は全て終了いたしました。 (午前 9 時 57 分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年5月13日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 11番 麻生 良子 

署名委員 12番 菅澤 弥 